【別表】審査請求等内容一覧

| 項番 | 諮問番号 | （あ）諮問 | （い）公開請求日 | （う）請求された公文書の件名 | （え）担当 | （お）決定 | （か）特定した公文書の件名 | （き）公開しないこととした部分及びその理由 | （く）審査請求日 | （け）実施機関の主張の要旨 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 令和５年度諮問第１号 | 令和５年４月６日付け大東成総第11号 | 令和５年３月６日 | 1．東成区職員、Ｘの個人メールアドレスから送信されたメール文書。（件名、from、to、ＣＣを含む）（2023年3月1日～3日まで）2．東成区職員、Ｘの個人メールアドレスが受信したメール文書。（件名、from、to、ＣＣを含む）（2023年3月1日～3日まで） | 東成区役所総務課 | 令和５年３月20日付け大東成総第101号による部分公開決定 | 東成区職員、Ｘの個人メールアドレスが受信したメール文書。（件名、from、to、CCを含む）（2023年3月1日～3日まで） | （1）本市職員のメールアドレス（2）大学教員のメールアドレス・住所・電話番号（3）法人担当者のメールアドレス・氏名・電話番号（4）個人事業主のメールアドレス・住所・氏名・電話番号大阪市情報公開条例第７条第1号に該当（説明）大学教員のメールアドレス・住所・電話番号、法人担当者のメールアドレス・氏名・電話番号、個人事業主のメールアドレス・住所・氏名・電話番号については、個人に関する情報であって当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。大阪市情報公開条例第７条第5号に該当（説明）本市職員のメールアドレスについては、職員間や特定の相手方との情報交換に用いるものであり、今日の高度情報化社会において、特定の組織や個人を対象に、機密情報や重要な情報を盗み取ることを目的として関係者を装って送られる「標的型攻撃メール」等によるサイバー攻撃が日常的かつ相当数行われている実態を考慮すれば、公開することにより標的型攻撃メール等に含まれるウイルスによる感染被害が生じるおそれがあり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 | 令和５年３月24日 | (1) 近年、メールに起因するセキュリティリスクが増加傾向にある中で、令和４年度に入り、本市においても、メールアドレスの表示名や、メール本文の内容を似せることで、他者になりすまし、コンピューターウイルスやフィッシングサイトへのリンク等が仕込まれたメールが送られてくるサイバー攻撃が急激に増加している。　　また、特定の組織や個人を対象に、機密情報や重要な情報を盗み取ることを目的として、関係者を装って送られるメールについて、従来は府省庁や大手企業が中心に狙われてきたが、最近では地方公共団体もそのターゲットとなっている。　　このような状況の中で、組織メールアドレスと比べて件数が非常に多く、使用頻度も高い個人メールアドレスを公の情報として一般に公開すれば、本市に対する標的型攻撃メールの対象として収集され、本市に対する標的型攻撃メールの送信が飛躍的に増加するおそれがあり、標的型攻撃メールが増加すれば、高度な技術で巧妙に仕掛けられる攻撃の全てに対策を行うことには限界があり、ウイルス感染や不正アクセスなどのリスクが増大する。　　以上の状況を踏まえ、本市職員のメールアドレスについては、職員間や特定の相手方との情報交換に用いるものであり、今日の高度情報化社会において、特定の組織や個人を対象に、機密情報や重要な情報を盗み取ることを目的として関係者を装って送られる「標的型攻撃メール」等によるサイバー攻撃が日常的かつ相当数行われている実態を考慮すれば、公開することにより標的型攻撃メール等に含まれるウイルスによる感染被害が生じるおそれがあり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。(2) 大阪市職員以外の個人メールアドレスについては、個人に関する情報であって当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であり、かつ大阪市情報公開条例第７条第１号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 |
| ２ | 令和５年度諮問第２号 | 令和５年４月14日付け大淀市第２号 | 令和５年３月１日 | 1．淀川区、市民協働課、課長代理、Ｙの個人メールアドレスから送信されたメール文書。（件名、from、to、ＣＣを含む）（2023年2月20日～22日まで）2．淀川区、市民協働課、課長代理、Ｙの個人メールアドレスが受信したメール文書。（件名、from、to、ＣＣを含む）（2023年2月20日～22日まで） | 淀川区役所市民協働課 | 令和５年３月15日付け大淀市第141号による部分公開決定 | 淀川区、市民協働課、課長代理、Ｙの個人メールアドレスから送信及び受信したメール文書。（件名、from、to、ＣＣを含む）（2023年2月20日～22日まで） | （1）本市職員の個人メールアドレス（2）国土交通省職員の個人メールアドレス（3）公開されていない法人のメールアドレス大阪市情報公開条例第７条第２号に該当（説明）　当該メールアドレスは、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。大阪市情報公開条例第７条第５号に該当（説明）個人メールアドレスは、職員間や特定の相手方との情報交換に用いるものであり、今日の高度情報化社会において、特定の組織や個人を対象に、機密情報や重要な情報を盗み取ることを目的として関係者を装って送られる「標的型攻撃メール」等によるサイバー攻撃が日常的かつ相当数行われている実態を考慮すれば、個人メールアドレスを公開することにより、標的型攻撃メール等に含まれるウイルスによる感染被害が生じるおそれがあり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 | 令和５年３月20日 | (1) デジタル統括室基盤担当課長より令和５年１月25日付け「個人メールアドレスの取扱いについて（通知）」にて個人メールアドレスの情報公開制度上の取扱いについて通知がなされており、本通知に記載されている個人メールアドレスの非公開事由として「個人メールアドレスは、職員間や特定の相手方との情報交換に用いるものであり、今日の高度情報化社会において、特定の組織や個人を対象に、機密情報や重要な情報を盗み取ることを目的として関係者を装って送られる『標的型攻撃メール』等によるサイバー攻撃が日常的かつ相当数行われている実態を考慮すれば、個人メールアドレスを公開することにより、標的型攻撃メール等に含まれるウイルスによる感染被害が生じるおそれがあり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」と記載されており、本通知に基づき、大阪市情報公開条例第７条５号に該当するものと判断した。(2)　国土交通省職員の個人メールアドレスの取り扱いについて、国土交通省近畿地方整備局に確認を行ったところ、「職員の個人メールアドレスについては、大阪市が個人メールアドレスを非公開とした理由と同様の理由で非公開としている。」と確認できたため、大阪市情報公開条例第７条５号に該当するものと判断した。 |